

04.04

その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済について

1. その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済規定

特許法等においては、次に掲げる手続に関し、「その責めに帰することができない理由」による期間徒過後の救済規定が設けられている。

(注) 特例法第5条第4項の「その責めに帰することができない事由」の申出については「電子情報処理組織による特定通知等の到達について」(→130.02「4.」)を参照。

- (1) 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出(特30条4項^{*1}、意4条4項)
- (2) パリ条約による優先権主張に係る優先権証明書類等の提出(特43条8項^{*2})
- (3) 特許出願の分割(特44条7項^{*1})
- (4) 実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更(特46条5項)
- (5) 実用新案登録に基づく特許出願(特46条の2第3項)
- (6) 特許権の存続期間の延長登録出願(特67条の2第3項括弧書、特67条の5第3項(改正前特67条の2第3項^{注1})、特施令3条ただし書(改正前特施令3条ただし書^{注1}))
- (7) 特許法第67条の6第1項(改正前特67条の2の2第1項^{注1})の規定による書面の提出(特67条の6第4項(改正前特67条の2の2第4項^{注1}))
- (8) 特許(登録)料の納付(特108条4項、実32条4項、意43条4項、商41条4項、41条の2第4項、65条の8第5項)
- (9) 既納の特許(登録)料の返還請求(特111条3項^{*3}、実34条3項、商42条3項、商65条の10第3項)
- (10) 割増特許(登録)料の免除(特112条2項、実33条2項、意44条2項、商43条1項から3項)
- (11) 拒絶査定不服審判の請求(特121条2項、意46条2項、商44条2項)
- (12) 再審の請求(特173条2項^{*4})
- (13) 出願審査の請求の手数料又は過誤納の手数料の返還請求(特195条13項^{*5}、実54条の2第12項、意67条9項、商76条9項)
- (14) 実用新案登録の明細書等の訂正(実14条の2第6項)
- (15) 実用新案登録無効審判請求の取下げ(実39条の2第5項)
- (16) 参加申請手数料の返還に係る参加申請の取下げ(実54条の2第6項)
- (17) 補正却下決定不服審判の請求(意47条2項において準用する意46条2項、商45条2項において準用する商44条2項)

- (18) 意匠法第60条の6第1項の規定により意匠登録出願とみなされた国際出願（以下「国際意匠登録出願」という。）に係る個別指定手数料の返還請求（意60条の22第3項）
- (19) 商標出願時の特例の規定による証明書の提出（商9条4項）
- (20) 国際登録の取消し後の商標登録出願（商68条の32第6項）
- (21) マドリッド協定議定書の廃棄後の商標登録出願（商68条の33第2項で準用する商68条の32第6項）
- (22) 国際特許出願における発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出（特施規38条の6の3^{*6}）
- (23) 国際特許出願又は特許法第184条の20第1項の申出をする場合におけるパリ条約による優先権主張に係る優先権証明書類等の提出（特施規38条の14第1項^{*7}）
- (24) 国際意匠登録出願における意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出（意施規1条の2）
- (25) 回復手数料の免除（特別表第11号中欄括弧書、実別表第7号中欄括弧書、意別表第3号中欄括弧書、商別表第5号中欄括弧書）（→04.05「1.」、「5.」）

なお、特許法等においては、「その責めに帰することができない理由」による期間徒過後の救済規定のほかに、「故意によるものでないこと」による期間徒過後の救済規定が設けられている（→04.05）。

2. 救済されるための要件

救済が認められるためには、以下の二つの要件が満たされていることが必要である。

- (1) 手続をすることができる期間（以下「所定の期間」という。）内に手続をすることができなかつたことについて、出願人、権利者、申請者又はその代理人（以下「出願人等」という。）の「責めに帰することができない理由」があること
- (2) 所定の期間内にすることができなかつた手続を救済手続期間内にすること
なお、上記（1）の「出願人等の責めに帰することができない理由」とは、「天災地変のような客観的な理由にもとづいて手続をすることができない場合」^{注2}のほか、「通常の注意力を有する当事者が通常期待される注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる事由」^{注3}をいうものと解されている。

3. 救済を受けるための手続

(1) 救済手続期間

ア. 上記1.(1)、(3)から(5)まで、(8)、(9)、(11)から(21)まで及び(23)の手続の場合

その責めに帰することができない理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内で所定の期間の経過後6月以内である（特30条4項^{*1}、44条7項^{*1}、46条5項、46条の2第3項、108条4項、111条3項^{*3}、121条2項、173条2項^{*4}、195条13項^{*5}、実

14条の2第6項、32条4項、34条3項、39条の2第5項、54条の2第6項、12項、意4条4項、43条4項、46条2項^{*8}、60条の2第3項、67条9項、商9条4項、41条4項、41条の2第4項、42条3項、44条2項^{*9}、65条の8第5項、65条の10第3項、68条の32第6項^{*10}、76条9項、特施規38条の14第1項)。

イ. 上記1.(2)の手続の場合

パリ条約又はパリ条約の例による優先権主張に係る優先権証明書類等を、当該書類を発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により、提出することができなかつた場合、その者が当該書類を入手した日から1月(在外者にあつては2月)以内である(特施規27条の3の3第6項1号^{*11}、商施規7条の2第3項1号)。

上記以外の場合、パリ条約又はパリ条約の例による優先権主張に係る優先権証明書類等又は特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができなかつた理由がなくなつた日から14日(在外者にあつては2月)以内で所定の期間の経過後6月以内である(特施規27条の3の3第6項2号^{*11}、商施規7条の2第3項2号)。

ウ. 上記1.(6)の手続の場合

特許権の存続期間の延長登録出願の場合は、その責めに帰することができない理由がなくなつた日から14日(在外者にあつては、2月)を経過する日までの期間(特許法第67条第2項の延長登録出願においては設定登録の日、特許法第67条第4項の延長登録出願においては特許法施行令第2条(改正前特許法施行令第2条^{注1})に規定する処分を受けた日からその理由がなくなつた日までの期間が9月を超えるときは、9月)である(特67条の2第3項括弧書、特67条の5第3項(改正前特67条の2第3項^{注1})、特施令3条ただし書(改正前特施令3条ただし書^{注1}))。

エ. 上記1.(7)の手続の場合

特許法第67条の6第1項(改正前特許法第67条の2の2第1項^{注1})の規定による書面の提出は、その責めに帰することができない理由がなくなつた日から14日(在外者にあつては、1月)以内で同条第1項に規定する日(特許権の存続期間の満了前6月の前日)の後2月以内である(特67条の6第4項(改正前特67条の2の2第4項^{注1}))。

オ. 上記1.(10)の手続の場合

次に掲げる「a.特許(登録)料の納付の期間又は納付の猶予の期間」の経過後6月以内又は「b.故意によるものでないことによる期間徒過後の救済期間」内である(特112条2項、実33条2項、意44条2項、商43条1項から3項)。

a. 特許(登録)料の納付の期間又は納付の猶予の期間

i) 特許法第108条第2項に規定する期間

ii) 特許法第109条又は第109条の2に規定する納付の猶予後の期間

- iii) 実用新案法第32条第2項に規定する期間
- iv) 実用新案法第32条の2に規定する納付の猶予後の期間
- v) 意匠法第43条第2項に規定する期間
- vi) 商標法第20条第2項、第41条の2第5項又は第8項に規定する期間
- b. 故意によるものでないことによる期間徒過後の救済期間
 - i) 特許法第112条の2第1項（特施規69条の2第1項）に規定する期間
 - ii) 実用新案法第33条の2第1項に規定する期間
 - iii) 意匠法第44条の2第1項に規定する期間
 - iv) 商標法第21条第1項（商施規10条3項）又は第41条の3第1項^{※12}（商施規18条の2第1項）に規定する期間

カ. 上記1.(22)の手続の場合

国際特許出願における発明の新規性喪失の例外適用を受ける際の証明書提出の場合は、その責めに帰することができない理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）を経過する日までの期間（当該期間が国内処理基準時の属する日後7月を超えるときは、7月）である（特184条の14、特施規38条の6の3^{※6}）。

キ. 上記1.(24)の手続の場合

国際意匠登録出願における意匠の新規性喪失の例外規定を受ける際の証明書提出の場合は、その責めに帰することができない理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）を経過する日までの期間（当該期間が国際公表があつた日後7月を超えるときは、7月）である（意60条の7第1項、意施規1条の2）。

ク. 上記1.(25)の手続の場合

回復手数料の免除の場合は、故意によるものでないことによる期間徒過後の救済期間内（→04.05「3.」）

なお、上記ア. からク. までの救済手続期間は、延長することができず、附加期間を定めることもできない。

(2) 手続の方法

上記(1)の救済手続期間内に、所定の期間を徒過した手続を行う。その際、上申書又は手続書面に設けた【その他】欄（以下「上申書等」という。）において、当該手続をすることができなかつた理由が「出願人等の責めに帰することができない理由」に該当することを具体的かつ十分に記載し、その記載した事実を裏付ける証拠書類^{注4}を提出しなければならない。ただし、その記載した事実を裏付ける証拠書類は、特許庁長官がその添付の必要がないと認めるときは、添付を要さない。

ア. 上記(1)イ.の手続の場合

パリ条約又はパリ条約の例による優先権主張に係る優先権証明書等を、当該書類を発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延によ

り、提出することができなかつた場合については、方式審査便覧28.21「優先権証明書類等発行事務の遅延による提出期間徒過に関する取扱い」により手続をする。

イ. 上記(1)オ.の手続の免除

割増特許(登録)料の免除の手続の場合については、上申書等は特許(登録)料納付書 又は商標権の存続期間の更新登録の申請書 の提出と同時に提出しなければならない(特施規69条4項、実施規21条3項、意施規18条3項、商施規18条8項)、証拠書類は上記手続をした日から2月以内に提出しなければならない(特施規69条5項、実施規21条4項、意施規18条4項、商施規18条9項)。

ウ. 上記1.(25)の手続の場合

回復手数料の免除の手続の場合については、上申書等は回復理由書の提出と同時に提出しなければならない(特施規25条の7第8項、27条の4の2第6項^{※13※12}、31条の2第7項、38条の2第5項^{※14※13}、38条の6の2第6項^{※15※14}、38条の14第5項^{※16※15}、69条の2第4項、実施規21条の4第3項、意施規18条の6第3項、商施規2条12項、10条6項、18条の2第4項、20条5項)、証拠書類は上記手続をした日から2月以内に提出しなければならない(特施規25条の7第9項、27条の4の2第7項^{※13※12}、31条の2第8項、38条の2第6項^{※14※13}、38条の6の2第7項^{※15※14}、38条の14第6項^{※16※15}、69条の2第5項、実施規21条の4第4項、意施規18条の6第4項、商施規2条13項、10条7項、18条の2第5項、20条6項)。

4. 救済の認否の判断

期間徒過後の手続が要件を満たすものか否かの判断は、上申書等の記載に基づき、特許庁長官又は審判長により行われる。

(1) 救済が認められる場合

上申書等の記載に基づき、救済の要件を満たすものと判断した場合には、期間徒過後の手続は許容され、手続をした者に対し、救済が認められた旨の通知書が送付される。ただし、1.(10)の割増特許(登録)料の免除の場合は、年金領収書(割増特許(登録)料を免除した額面のもの)の送付をもって通知書に代える。

(2) 救済が認められない場合

上申書等の記載に基づき、救済の要件を満たさないと判断した場合には、手続をした者に対し、期間徒過後の手続について、救済の要件を満たさないと判断した理由を記載した却下理由通知^{注5}が送付され、弁明する機会が与えられる。特許庁長官は、当該弁明を踏まえて、救済の認否を判断し、救済が認められないと判断したときは、期間徒過後の手続について出願却下又は手続却下^{注5}する。ただし、1.(10)の割増特許(登録)料の免除の場合は年金補充指令を送付することで、不足額の補充及び弁明の機会が与えられる。特許庁長官は、当該弁明を踏まえて、救済の認否を判断し、救済が認め

られないと判断したときは、特許（登録）料納付書を手続却下する（ただし、不足額が納付されているときは年金領収書（割増特許（登録）料を含む額面のもの）を送付する）。1.（11）の拒絶査定不服審判の請求及び1.（17）の補正却下決定不服審判の請求については、却下理由通知が送付されることなく、審決をもって却下される（特135条^{※17※16}）。また、1.（20）の国際登録の取消し後の商標登録出願及び1.（21）のマドリッド協定議定書の廃棄後の商標登録出願については、当該出願は却下されないが、拒絶の理由が通知される（商68条の34第1項）。また、1.（25）の回復手数料の免除においては、回復の理由が故意によるものでないと認められる場合であって、その責めに帰することができない理由がないと認められるときは、回復理由書に手続補正指令を送付することで、手数料の補正又はその責めに帰することができない理由を補足する機会が与えられる。特許庁長官は、当該補足を踏まえても、その責めに帰することができない理由がないと認められ、かつ手数料の補正がないときは救済が認められないとして、手続を却下する。（ただし、手数料の補正がされているときは、故意によるものでないと認められた旨の通知書を送付する。）

（改訂令和8・5-4）

※¹ 特30条4項、特44条7項：実11条1項において準用

※² 特43条8項：特43条の2第2項（特43条の3第3項、実11条1項、意15条1項において準用）、特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用）、実11条1項、意15条1項、60条の10第2項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用

注¹ 令和2年3月9日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）附則第2条の経過措置の規定により、改正前の法令が適用される。

※³ 特111条3項：意45条において準用

※⁴ 特173条2項：実45条1項、意58条1項、商61条において準用

※⁵ 特195条13項：国際出願法18条3項、国際出願法施規82条2項において準用

※⁶ 特施規38条の6の3：実施規23条4項において準用

※⁷ 特施規38条の14第1項：実施規23条7項において準用

注² 例えば、「大地震、洪水、豪雨、台風、火災等の災害等」、「公共インフラ、通信等の障害等」が該当する。

特許庁編「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説」特121条〔字句の解釈〕参照

注³ 平成22年9月22日知的財産高等裁判所判決、平成22年（行コ）第10002号

※⁸ 意46条2項：意47条2項において準用

※⁹ 商44条2項：商45条2項において準用

※¹⁰ 商68条の32第6項：商68条の33第2項において準用

※¹¹ 特施規27条の3の3第6項：実施規23条2項、意施規2条の2第12項及び1

9条3項において準用

※¹² 商41条の3第1項：商41条の3第3項において準用

注⁴ 証拠書類の例としては、災害に係るり災証明書等の公的な証明書又は疾病等に係る診断書等の当事者以外の第三者が証明した書類がある。

※¹³ 特施規27条の4の2第6項、7項：特施規27条の4の2第9項（実施規23条2項、意施規2条の2第12項及び第19条3項において準用）、実施規23条2項、意施規2条の2第12項及び19条3項において準用

※¹⁴ 特施規38条の2第5項、6項：実施規23条3項において準用

※¹⁵ 特施規38条の6の2第6項、7項：実施規23条4項において準用

※¹⁶ 特施規38条の14第5項、6項：特施規38条の14第8項、実施規23条7項において準用

注⁵ 国際出願法又は国際出願法施行規則において準用する特許法第195条第13項の規定による過誤納返還請求の場合は、却下理由通知及び手続却下の処分書は送付されないが、これらに相当する通知書が送付される。

※¹⁷ 特135条：実41条、意52条、商56条1項において準用

13.30

証明書返還請求による証明書返還の
取扱い

提出された証明書の返還については、証明書の提出に係る手続が以下のいずれかに該当する場合で証明書に不備がある場合の証明書に限り、証明書返還請求書（書式第33）が提出された場合は、返還することとする。

- (1) 手続の却下（特18条^{*1}、実2条の3）
- (2) 不適法な手続の却下（特18条の2第1項^{*2}、133条の2第1項^{*3}）
- (3) 手続補正指令（特17条3項^{*4}、133条1項^{*5}、2項^{*3}、実2条の2第4項）
- (4) 却下理由通知（特18条の2第2項^{*2}、133条の2第2項^{*3}）
- (5) 方式に違反した場合の決定による却下（特133条3項^{*5}）
- (6) 不適法な審判請求の審決による却下（特135条^{*3}）
- (7) 行政指導の「受理しない旨の通知」

（注）多件一通手続の場合は、全件が上記に該当するときのみ~~に~~適用する。

（注）~~特例法施行規則第13条第2項に規定する方法により~~、電子情報処理組織を使用して提出された証明書には適用しない。

（説明）

証明書返還請求は、不備のある証明書を提出したときに、不適法な手続の却下、補正指令、却下理由通知や行政指導の通知を受けた際、その不備のある証明書の返還を受け、当該証明書の訂正等を行うことにより再提出を簡便にし、手続者の便宜に資するものである。

なお、証明書の写しの提出が許容される場合において、当該証明書の写しに不備があるときは、手続者の保持する原本を訂正した上で原本又はその写しが再提出されるべきであり、当該取扱いの趣旨から鑑みて、提出された証明書が写しであることが明確な場合は、原則として返還しないものとする。

また、~~特例法施行規則第13条第2項に規定する方法により~~、電子情報処理組織を使用して提出された証明書のうち、押印又は署名に代えて特許庁長官が定める電子署名がされた証明書は、提出後にその内容が改変されたものは真正な証明書として認められないため、不備の解消のために返還し、再提出を簡便にするという本来の返還の趣旨にそぐわないうえに、返還の効果も実質的に無いことから、押印又は署名を要さない証明書も含め、~~特例法施行規則第13条第2項に規定する方法により~~、電子情報処理組織を使用して提出された証明書は、返還しないものとする。

(改訂令和 ~~6~~・~~18~~・5)

※¹ 特18条：意68条2項、商77条2項において準用

※² 特18条の2第1項、2項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、特例法41条2項において準用

※³ 特133条2項、133条の2第1項、第2項、135条：特71条3項 {実26条、意25条3項、商28条3項 [商68条3項]}、特120条の8第1項 {特174条1項}、実41条、意52条、58条2項 {商62条1項 [商68条5項]、商附則21条 [商附則23条]}、意58条3項 {商62条2項 [商68条5項]}、商56条1項 {商43条の15第1項 [商60条の2第1項 (商68条5項)、商68条4項]、商68条4項}、商附則17条1項 {商附則23条}において準用

※⁴ 特17条3項：意68条2項、商77条2項において準用

※⁵ 特133条1項、133条3項：特71条3項 {実26条、意25条3項、商28条3項 [商68条3項]}、特120条の5第9項 {特174条1項}、特120条の8第1項 {特174条1項}、特134条の2第9項、特174条2項、174条3項 {実45条1項、意58条4項、商61条 [商68条5項]、商附則20条 [商附則23条]}、特174条4項、実41条、意52条、58条2項 {商62条1項 [商68条5項]、商附則21条 [商附則23条]}、意58条3項 {商62条2項 [商68条5項]}、商56条1項 {商43条の15第1項 [商60条の2第1項 (商68条5項)、商68条4項]、商68条4項}、商附則17条1項 {商附則23条}において準用

注記の準用条文は括弧を用いて記載されている。

例「特50条 {特67条の4、159条2項 [特174条2項]}」は、「特50条：特67条の4、159条2項 (特174条2項において準用)において準用」を表す。

45. 20

出願人名義変更届の取扱い

1. 届出書と証明書との関係について

届出書に記載された事項と証明書に記載された事項が一致しない場合は、届出の内容を証明する正確な証明書を提出すべき旨の補正を命ずる。なお、手続書面の全体を勘案して証明書が正確で届出書の誤記と認められる場合は、届出書について補正をすべき旨のなお書きを追加する。

なお、以下に掲げる記名押印を要する証明書に記名押印がない場合は補正を命ずる（特施規様式第18備考19、20、商施規様式第11備考17、18）。

2. 権利の承継を証明する書面について

(1) 譲渡証書等には、譲渡に係る出願の番号等の記載、譲渡人及び譲受人双方の記名、譲渡人の押印を求める。

(2) 譲渡人及び譲受人双方で届出がされている場合であっても、譲渡証書等を添付させる。

(3) 同一譲渡人、同一譲受人の場合、一の譲渡証書等による複数件の譲渡に係る証明書の提出は認める。

(4) 相続の場合には次の書面を添付させる。

ア. 被相続人の死亡の事実及び相続人であることを証明する書面（戸籍謄本）

イ. 被相続人又は相続人の本籍と現住所が相違する場合は、その同一性を証明する書面（住民票、戸籍の附票等）

ウ. 相続人の間で遺産分割の協議をした場合は、民法第907条の遺産分割協議書

エ. その他の必要な書面

被相続人と相続人の本籍が相違する場合における相続人の転籍等を証明する書面（ただし、上記ア、イの書面に記載された相続人の氏名及び生年月日が同一であるときは、必要としない。）、相続人である親権を行う父又は母とその子の利益が相反する場合には、民法第826条の規定による家庭裁判所が選任した特別代理人であることを証明する書面、家庭裁判所で遺産分割の審判又は調停がなされたときは、その審判又は調停書の正本等

(5) 法人の合併の場合には、登記事項証明書^{注1注2}を添付させる。

(6) 会社分割の場合には、登記事項証明書^{注1注2}及び被承継人が記名押印した承継する権利を特定した証明書を添付させる。

3. 同意書について

特許を受ける権利等が共有に係るときは、各共有者は他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない（特33条3項^{*1}）から、作成者（同意者）が記名押印した同意書の添付が必要である（特施規様式第18備考20、商施規様式第11備考18）。ただし、次の場合は他の共有者の同意があつ

たものとして取り扱い、同意書の添付は要しない。

- (1) 全ての共有者が同一の他人に譲渡した場合。
- (2) 一部共有者が他の全ての共有者に譲渡した場合。
- (3) 共有者がそれぞれ別の他人に譲渡した場合であっても、譲渡証書等が一通で作成されている場合。

4. 持分の定めを証明する書面について

届出書に持分の定めを記載した場合は、持分の定め的事实を証明する書面又は譲渡証書等の文中において持分の定めについて明らかに記載し作成者（持分の定め的事实を証明する書面においては権利者全員、譲渡証書等においては譲渡人）が記名押印したものを添付させる（特施規様式第18備考20、商施規様式第11備考18）。

5. 代理権を証明する書面について

- (1) 譲渡による権利の承継（特定承継）の場合は特許法施行規則第4条の3第1項第2号^{*2}の規定により代理人の代理権は書面（委任状については、その写しを含む。以下同じ。）をもって証明する。ただし、権利の承継の届出を行う譲渡人代理人が届出前の代理人と同じ場合は、その代理人の代理権は書面をもって証明することを要しない。
- (2) 本人の死亡若しくは本人である法人の合併による権利の承継（一般承継）の場合は特許法第11条^{*3}の代理権の不消滅の規定により届出前の代理人と同じ場合は、その代理人の代理権は書面をもって証明することを要しない。
- (3) 会社分割による権利の承継の場合は会社の組織的行為として一般承継の形態を採っているが、特許法第11条^{*3}の代理権の不消滅には該当せず、特許法施行規則第4条の3第1項第2号^{*2}の規定により代理人の代理権は書面をもって証明する。

6. 持分の届出又は持分の変更に伴う出願人名義変更届

- (1) 出願時に持分を届け出てなかった場合で、その後持分を届け出るときは、持分の定め的事实を証明する書面（持分契約書等）を添付して、出願人名義変更届の承継人欄に持分を記載する。
- (2) 出願時に届け出た持分を変更するとき、その事実を証明する書面（持分変更契約書又は持分の一部譲渡契約書等）を添付して、出願人名義変更届の承継人欄に持分を記載する。
- (3) 上記（1）又は（2）の場合の届出は、新たに権利の承継としての出願人名義変更届を提出する際に、持分の届出をする者についてその承継人欄に持分を記載するとともに持分を証明する書面を提出することにより行うことができる。

7. 省令に基づく押印及び署名

- (1) 押印を要する証明書に押す印は、特許法施行規則様式第18備考19及び20並びに商標法施行規則様式11備考17及び18の規定により、本人確認できるものでなければならない（→14.10）。
- (2) 押印を要する証明書を特例法施行規則別表第1の2に掲げる特定手続とと

もに、特例法施行規則第13条第2・3項に規定する方法で電子計算機から入力することにより、特定手続とともに特許庁長官に提出する場合は、特許法施行規則様式第18備考19及び20並びに商標法施行規則様式第11備考17及び18の規定による押印に代えて、特許庁長官が定める電子署名を行わなければならない（特例施規13条の2第1項）。

- (3) 外国人^{注3}は、特許法施行規則様式第18備考19及び20並びに商標法施行規則様式第11備考17及び18の規定による押印に代えて署名をすることができるが、当該署名は本人確認できるものでなければならない（→14.20）。

（改訂令和7・4・8・5）

注1 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。また、【承継人】の欄に記載した法人以外の法人に係る「登記事項証明書」について添付することを要しないこととする場合には、届出書において、当該法人に係る商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は商業登記法第7条に規定する会社法人等番号を記載する。（特施規様式第18備考21、商施規様式第11備考19）

注2 被承継人と承継人との間に合併及び分割又は複数の分割の事実があるときは、届出書において、当該届出に係る承継の事実を「令和〇〇年〇〇月〇〇日の会社分割による承継」のように記載する。（特施規様式第18備考22、商施規様式第11備考20）

※¹ 特33条3項：実11条2項、意15条2項、商13条2項において準用

※² 特施規4条の3第1項第2号：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

※³ 特11条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項において準用

注1 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。また、【承継人】の欄に記載した法人以外の法人に係る「登記事項証明書」について添付することを要しないこととする場合には、届出書において、当該法人に係る商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は商業登記法第7条に規定する会社法人等番号を記載する。（特施規様式第18備考21、商施規様式第11備考19）

注2 被承継人と承継人との間に合併及び分割又は複数の分割の事実があるときは、届出書において、当該届出に係る承継の事実を「令和〇〇年〇〇月〇〇日の会社分割による承継」のように記載する。（特施規様式第18備考22、商施規様式第11備考20）

注³ 外国に住む日本人についても同様とする。

64. 20

移転登録の申請書の取扱い

1. 申請書と証明書との関係について

申請書に記載された事項と申請書に添付する証明書に記載された事項又は特許（登録）原簿に記載された事項と一致しない場合は、特登令第38条及び方式審査便覧70. 30に基づき、申請書の修正が可能であるとき等、登録の申請の不備が補正することができるものであると認めるときは補正を命ずる（特登令第38条1項^{*1}）。また、登録の原因を証明する書面の訂正が必要となるとき等、登録の申請の不備が補正をすることができるものであると認めないときは、その申請を却下する（特登令38条3項^{*1}）。

2. 登録の原因を証明する書面等について

(1) 添付書面

申請書に添付して提出する証明書面については、特許登録令及び特許登録令施行規則に定められている。これは、当該登録の申請が、真正かつ適法になされていることを形式的に証明するため、提出を要求されるものであり、次のものがある。

ア. 登録の原因を証明する書面（特登令29条1項1号^{*1}）

・譲渡証書、譲渡契約書、専用実施権許諾証書等

イ. 相続、合併、会社分割等の登録の原因の発生の事実を証明する書面（特登令35条^{*1}）

・戸籍謄本、住民票、遺産分割協議書、登記事項証明書^{注1注2}、権利承継証明書等

ウ. 登録の原因についての第三者の許可等を証明する書面（特登令29条1項2号^{*1}）

・特許権等共有者の同意書、裁判所の許可書等

なお、登録の原因を証明する書面が執行力のある判決であるときは、登録の原因について第三者の許可等を証明する書面等は、申請書に添付する必要はない（特登令29条2項^{*1}）。

また、登録の原因について第三者の許可等を要する場合において、申請書にその第三者が記名し、押印したときは、第三者の許可等を証明する書面を申請書に添付する必要はない（特登令29条3項^{*1}）。

エ. 登録上の利害関係人の承諾書等

オ. 代位原因を証明する書面（特登令31条^{*1}）

カ. 代理権を証明する書面（委任状については、その写しを含む。）（特登施規13条の5^{*2}）

(2) 特許庁長官が提出を命ずる書面

特許庁長官は、登録の申請の手続について必要があると認めるときは、相当の期間を指定して次の書面の提出を命ずることができる。

また、特許庁長官は、請求により又は職権で、指定した期間を延長することができるが、また、この期間の延長は、その期間が経過した後であっても、特許庁長官が指定した期間の満了の日（当該満了の日が特許法第3条第2項の規定の適用を受けるときにあつては、同項の規定の適用がないものとした場合における当該満了の日）の翌日から2月以内に限り、請求することができる。請求による期間の延長は、期間延長請求書によりしなければならない。（特登令30条^{*1}、特登施規13条^{*2}）（→04.10、04.12）

ア. 申請人が外国人であるときは、その国籍を証明する書面。

イ. 申請人が外国人である場合において、その外国人の属する国（告示で定める国を除く。）がパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は日本国と特許に関して相互に保護すべきことを約した国でないときは、次に掲げる書面のいずれか一。

a. 同盟国又は加盟国のうちの一国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有するときは、これを証明する書面。

b. その外国人の属する国において日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているときは、これを証明する書面。

c. その外国人の属する国において日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているときは、これを証明する書面。

ウ. 申請人が法人であるときは、法人であることを証明する書面。

エ. 戸籍若しくは住民票の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又はこれに準ずべき書面。

3. 申請書又は添付書面の押印又は署名

(1) 特許登録令第29条第3項に規定する申請書の印並びに特許登録令施行規則第10条^{*3}、実用新案登録令施行規則第2条の3及び商標登録令施行規則第4条に規定する様式のうち押印を必要とする申請書及び添付書面の印は、本人確認できるものでなければならない（→14.10）。

(2) 特許登録令施行規則第10条^{*3}、実用新案登録令施行規則第2条の3及び商標登録令施行規則第4条に規定する手続のうち押印を必要とする添付書面を 特例法施行規則別表第1の2に掲げる特定手続とともに、特例法施行規則第13条第2-3項に規定する方法により ~~電子計算機から入力することにより、特定手続とともに~~ 特許庁長官に提出する場合は、その押印に代えて、特許庁長官が定める電子署名を行わなければならない（特例施規13条の2第1項）。押印を必要とする申請書を電子情報処理組織を使用して提出する場合は、特例法施行規則第13条第2項に定める方法により、本人確認を行

うこととする。

- (3) 外国人^{注3}は、特許登録令第29条第3項に規定する申請書の印並びに特許登録令施行規則第10条、実用新案登録令施行規則第2条の3及び商標登録令施行規則第4条に規定する様式のうち押印を必要とする申請書^{注4}及び添付書面への押印に代えて署名をすることができるが、当該署名は本人確認できるものでなければならない(→14. 20)。

(改訂令和7・48・5)

※¹ 特登令29条、30条、31条、35条、38条：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用（特登令38条1項6号を除く）

~~注¹ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。また、申請人（承継人）の欄に記載した法人以外に係る「登記事項証明書」について添付することを要しないこととする場合には、申請書において、当該法人に係る商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は商業登記法第7条に規定する会社法人等番号を記載する。（特登施規様式第8備考5）~~

~~注² 被承継人と承継人との間に複数の分割の事実があるときは、申請書において、当該届出に係る承継の事実を「令和〇〇年〇〇月〇〇日の会社分割による承継」のように記載する。（特登施規様式第8備考6）~~

※² 特登施規13条、13条の5：実登施規3条3項、意登施規6条3項、商登施規17条3項において準用

※³ 特登施規10条：実登施規3条3項（第6項を除く）、意登施規6条3項（第6項を除く）、商登施規17条3項（第2項、5項及び6項を除く）において準用

~~注¹ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。また、申請人（承継人）の欄に記載した法人以外に係る「登記事項証明書」について添付することを要しないこととする場合には、申請書において、当該法人に係る商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は商業登記法第7条に規定する会社法人等番号を記載する。（特登施規様式第8備考5）~~

~~注² 被承継人と承継人との間に複数の分割の事実があるときは、申請書において、当該届出に係る承継の事実を「令和〇〇年〇〇月〇〇日の会社分割による承継」のように記載する。（特登施規様式第8備考6）~~

注³ 外国に住む日本人についても同様とする。

注⁴ 当該申請書に係る署名は、日本に住む外国人に限る。

70. 30

登録申請に係る補正及び却下について

1. 登録申請の補正

特許登録令第38条第1項は、「特許庁長官は、次に掲げる場合において、登録の申請の不備が補正することができるものであると認めるときは、申請人に対し、経済産業省令で定める期間内に当該申請について補正をすべきことを命じなければならない。」と規定し、同令第1項第1号から第9号までに掲げる不備がある場合において、その不備が補正することができるものであると認めるときは、補正を命ずべきこととしている（特登令38条1項^{*1}）。

(1) 補正命令

次のア. からオ. までのような場合には、補正をすることができるものとする。

ア. 登録の原因を証明する書面（提出済みのものに限る。）に記載された内容に合わせた申請書の修正が可能であるとき

イ. 明白な誤記の訂正として申請書の修正が可能であるとき

ウ. 登録の原因を証明する書面以外の書面（事実を証明する書面など）を提出することが可能であるとき

エ. 代理権を証明する書面（委任状については、その写しを含む。）を提出することが可能であるとき

オ. 登録免許税を納付することが可能であるとき（納付に係る領収証書を含む。）

(2) 補正することができる期間

申請の補正をすべき命令を受けた者は、当該命令の日から2月以内にその補正をすることができる（特登施規13条の2^{*2}）。

なお、商標については、商標法に関するシンガポール条約の規定（同条約第14条、同条約第9規則）に基づき、申請人から申し出があったときは、当該期間の経過後2月に限り、商標登録令第10条第1項において準用する特許登録令第38条第2項の規定による却下を保留することとする。

(3) 手続補正書による補正

登録申請に係る手続の補正は、手続補正書（特登施規様式第16）によりしなければならない（特登施規13条の3^{*2}）。

(4) 補正をしないときの申請の却下

申請の補正をすべき命令を受けた者がその命令の日から2月以内にその補正をしないときは、当該申請を却下することができる（特登令38条2項^{*1}）。

2. 登録申請の却下

特許登録令第38条第3項は、「特許庁長官は、第1項各号に掲げる場合において、登録の申請の不備が補正することができるものであると認めないときは、

その申請を却下するものとする。」と規定し、登録の申請の不備が補正することができるものであると認めないときは、当該申請の却下をすべきこととしている（特登令38条3項^{*1}）。

次のア. からコ. までのような場合には補正命令の対象とはせず、却下処分を行うものとする。ただし、却下の処分を行おうとする際に却下の理由が解消されているときは、却下の処分は行わない。

却下処分を行うに当たっては、当該提出書類等を総合的に検討し客観的に手続者の合理的意思を判断するよう努めるものとし、形式的には以下の却下事項に該当する場合であっても、個別具体的な事例においては、必要に応じた取扱いを行うことにより、関係法令の適正かつ妥当な運用を図るものとする。

ア. 事件の表示がない又は不明（登録の原因を証明する書面又は原簿と一致しない）なとき。

イ. 登録の原因を証明する書面が提出されていないとき（登録の原因を証明する書面の提出を要しない場合を除く）。

ウ. 在外者（在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して申請をしたときを含む。）が日本国内に住所又は居所を有する代理人選任の届出をしていないとき。

エ. 登録の原因を証明する書面の訂正が必要となるとき。

オ. 信託の申請等、同時にすべき申請がされなかったとき。

カ. 申請時において事実発生前の申請をしたとき。

キ. 権利消滅後若しくは権利の存続期間の終了後に手続をしたとき、又は追納期間（特112条1項、実33条1項、意44条1項、商41条の2第5項、8項）経過後に手続をしたとき（特許法第112条の2第1項、実用新案法第33条の2第1項、意匠法第44条の2第1項又は商標法第2条第1項、第41条の3第1項若しくは第3項の規定が適用される場合を除く。）。

ク. 既に登録済みの内容と同一の申請をしたとき。

ケ. 提出の趣旨が不明なとき。

コ. 矛盾する手続が同時に申請されたとき。

却下しようとするときは、申請人に対し、その理由を通知し、弁明を記載した書面を提出する機会を与えなければならない（特登令38条4項^{*1}）。弁明を記載した書面は、弁明書（特登施規様式第17）により作成し、当該通知の日から2月以内に提出しなければならない（特登施規13条の4第2項^{*2}）。

なお、商標については、商標法に関するシンガポール条約の規定（同条約第14条、同条約第9規則）に基づき、申請人から申し出があったときは、当該期間の経過後2月に限り、商標登録令第10条第1項において準用する特許登録令第38条第3項の規定による却下を保留することとする。

(改訂令和~~5~~・7・8・5)

*¹ 特登令 38 条：実登令 7 条、意登令 7 条、商登令 10 条において準用（特登令 38 条 1 項 6 号を除く）

*² 特登施規 13 条の 2、13 条の 3、13 条の 4：実登施規 3 条 3 項、意登施規 6 条 3 項、商登施規 17 条 3 項において準用

114.01

包括委任状の提出

1. 包括委任状の提出の趣旨

包括委任状制度は、特許庁長官へ、あらかじめ事件を特定しない包括的な代理権を授与した旨を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を提出することで、特許出願等の手続に際して、当該包括委任状を援用することにより代理権の証明を行うことができるようにしたものであり、手続をする者の便宜の向上及び特許庁の事務効率の向上等の観点を踏まえて導入された。

特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願、審判及び登録に関する手続についての代理権の証明、特例法施行規則第5条第1項及び第2項の規定による証明並びに国際出願に関する手続についての代理権の証明については、次に掲げる手続を除き、あらかじめ特許庁長官に提出した包括委任状（その写しを含む。）を援用してすることができる（特例施規6条1項、特施規9条の3第1項^{*1}、特登施規13条の6第1項^{*2}、国際出願法施規6条の4第1項）。

なお、国際出願に関する手続についての代理権の証明は、委任者が署名又は押印した包括委任状（委任者が署名した場合又は~~特例法施行規則第13条第2項の規定により~~、電子情報処理組織を利~~使~~用して提出~~され~~る場合にあつては、その写しを含む。）をもって援用することができる。

- (1) 特例法施行規則第10条第54号から第59号までに規定する手続
- (2) 特許法第186条第1項^{*3}（意63条1項、商72条1項）の規定による証明等の請求

2. 包括委任状（その写しを含む。以下同じ。）の提出

- (1) 包括委任状の提出は、包括委任状提出書（特例施規様式第6）によりしなければならない。ただし、商標法条約に基づく規則で定めるモデル国際様式、特許法条約に基づく規則20（1）に規定するモデル国際様式又は商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモデル国際様式によりすることができる（特例施規6条2項）。
- (2) 特許庁長官は、包括委任状が提出されたときは、これに番号を付し、その番号を包括委任状を提出した者に通知しなければならない（特例施規6条3項）。

3. 包括委任状の援用

手続に際して包括委任状を援用するときは、特許庁に対して提出する書類に通知された包括委任状番号を記載しなければならない（特例施規6条4項^{*4}）。

具体的には、提出する書類の【提出物件の目録】の欄に【包括委任状番号】の欄を設けて、通知された包括委任状の番号を記載することにより、代理権を証明する書面の提出を省略することができる。

また、包括委任状の番号が通知されていないときは、【包括委任状番号】の欄に代えて、【物件名】の欄を設けて、「代理権を証明する書面」又は「委任状」と通数を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、「令和何年何月何日提出の包括委任状」のように記載する。

なお、国際出願に関する手続に際して包括委任状を援用するときは、包括委任状の写しを願書その他の国際出願に関する書類に添付しなければならない（国際出願法施規6条の4第2項）。

（具体例）

包括委任状番号が通知されている場合

【提出物件の目録】

【包括委任状番号】○○○○○○○

包括委任状番号が通知されていない場合

【提出物件の目録】

【物件名】代理権を証明する書面 1

【援用の表示】令和何年何月何日提出の包括委任状

（改訂令和 ~~6・18~~・5）

*¹ 特施規9条の3第1項：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

*² 特登施規13条の6第1項：実登施規3条3項、意登施規6条3項、商登施規17条3項において準用

*³ 特186条1項：実55条1項において準用

*⁴ 特例施規6条4項：特施規9条の3第2項（実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用）、特登施規13条の6第2項（実登施規3条3項、意登施規6条3項、商登施規17条3項において準用）において準用

1 3 3 . 0 3

電子情報処理組織を使用した公的証明書の提出

日本国内の公的機関が発行する証明書のうち、けん制文字等による偽造防止措置が施されているものについては、特例法施行規則第13条第3項の規定に基づく特許庁長官が認める物件とし、同条第2項に規定する方法により、同規則別表第1の2に掲げる特定手続とともに添付特許庁長官に提出する場合に限り、電子情報処理組織を使用して提出することができるものとする。ただし、上記の方法により公的証明書を提出する場合は、当該証明書の原本をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により偽造防止措置が確認できる電磁的記録画像情報を添付しなければならない。

なお、上記の方法により提出された公的証明書の真正性に疑義がある場合や電磁的記録画像情報の解像度が著しく不鮮明であり、証明内容の判読ができない場合等、特許庁長官又は審判長が特に必要があると認めるときは、特例法施行規則第13条第5項の規定により、当該証明書の原本（書面）の提出を求めることとする。

(新規令和7・1改訂令和8・5)

書式第 5 0

【書類名】 商標権存続期間更新登録申請書（補充）

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録番号】

【更新登録申請人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【納付の表示】）

（【登録料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【補充金額】）

【提出物件の目録】

【その他】 補充指令書発送日 令和 年 月 日

〔備考〕

商標法施行規則様式第 1 2 の備考 1 から 2 3 まで、2 5 及び 2 6 と同様とする。

（改訂令和 7・18・5）

書式第 6 4

【書類名】 回答書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁審判長 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

~~(【ファクシミリ番号】)~~

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

~~(【ファクシミリ番号】)~~

【発送番号】

【回答の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

[備考]

- 1 提出する物件がない場合には、「【提出物件の目録】」の欄は設けるには及ばない。
- 2 その他は、特許法施行規則様式第 2 の備考 1、2、4、10 から 14 まで、16 から 19 まで及び 22 から 25 まで、様式第 4 の備考 4、様式第 6 1 の 6 の備考 1、4、6 及び 7 並びに様式第 6 4 の 3 の備考 1 と同様とする。

(改訂令和 ~~2・1・28~~・5)

書式第 6 5

【書類名】 早期審理に関する事情説明書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

~~(【ファクシミリ番号】)~~

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

~~(【ファクシミリ番号】)~~

【早期審理に関する事情説明】

1. 事情

【提出物件の目録】

【物件名】

[備考]

- 1 「【早期審理に関する事情説明】」の「1. 事情」は、書式第 1 5 の備考 1 と同じ要領で記載する。
- 2 早期審理を申し出る審判事件が、審査段階において既に早期審査又は優先審査の対象となっている場合には、「【早期審理に関する事情説明】」の欄には「早期審査（優先審査）に関する事情説明書の記載参照」と記載する。
- 3 提出する物件がない場合には、「【提出物件の目録】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 その他は、特許法施行規則様式第 2 の備考 1、2、4、10 から 12 まで、14、16、18 及び 22 から 25 まで、様式第 4 の備考 4、様式第 6 1 の 6 の備考 1、4、6 及び 7 並びに様式第 6 4 の 3 の備考 1 と同様とする。

(改訂令和 ~~2・1・28~~・5)

書式第 6 6

【書類名】 早期審理に関する事情説明補充書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

~~(【ファクシミリ番号】)~~

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

~~(【ファクシミリ番号】)~~

【補充の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

[備考]

特許法施行規則様式第 2 の備考 1、2、4、10 から 12 まで、14、16、18 及び 22 から 25 まで、様式第 4 の備考 4、様式第 6 1 の 6 の備考 1、4、6 及び 7 並びに様式第 6 4 の 3 の備考 1 と同様とする。

(改訂令和 ~~2・1・2・8~~・5)